

伊賀市電力データとA Iによるアウトリーチ型フレイル予防事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者に対し、家庭の電力データとA I（人工知能）により、要介護状態になる前の虚弱な状態（以下「フレイル」という。）を早期に検知し、伊賀市が必要な介入を行うとともに、生活習慣の改善等を促す情報及び各種行政情報等をアウトリーチ型で発信することにより、高齢者が自身の健康状態を知り、生活習慣を見直すことで健康寿命の延伸に繋げることを目的とする。

(実施主体及び委託)

第2条 伊賀市電力データとA Iによるアウトリーチ型フレイル予防事業（以下「事業」という。）の実施主体は、伊賀市とする。ただし、当該事業の一部について、市長が適切に実施することができるものと認めた者に委託することができる。

(事業の内容)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 電力データとA I（人工知能）を活用したフレイルリスクの早期検知
- (2) 前号の早期検知に係るフレイルリスクに応じた訪問活動等の必要な介入
- (3) 健康増進に関する情報、フレイル予防に関する情報及びその他各種行政情報のアウトリーチ型発信

(事業の対象者)

第4条 事業の対象者は、市内に居住し、市内に住所を有するひとり暮らしの者であり、かつ、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条及び第51条に規定する後期高齢者医療制度の被保険者である者のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定による要介護認定及び同法第32条の規定による要支援認定を受けていない者とする。

(登録)

第5条 事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ別に定める利用規約及びプライバシーポリシー等に同意の上、申込書兼同意書を市長に提出し、登録を受けなければならない。

(個人情報の取扱い)

第6条 市及び第2条ただし書きの規定により委託を受けた者は、利用者（利用者であった者を含

む。)の個人情報について、伊賀市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年伊賀市条例第1号)の規定を遵守し、プライバシー保護の観点から特に慎重に取り扱うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。